通勤手当の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 藤井寺支援学校 | 通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したため精算事務を行ったが、算出金額を誤っていたことから過剰に戻入したものがあった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 支給対象期間 | 既支給額 | 既戻入額 | 正規戻入額 | 追給すべき額 |
| Ａ | 令和５年10月から令和６年２月まで | 49,314円 | 35,840円 | 25,314円 | 10,526円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【職員の通勤手当に関する規則】第20条　（中略）出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】第20条関係１　支給対象期間に係る通勤手当を既に支給している場合において、この条に規定する事実が生じたときは、既に支給している通勤手当の額から次の各号に掲げる額を差し引いた額をもって当該支給対象期間に係る通勤手当の額とする。(1)　１箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下であった場合には、アからウの総額ア　定期券により運賃等相当額を算出している場合には、当該月の前月の末日に運賃等相当額を算出する際に基準とした通用期間の定期券を解約して返戻される額及び通用期間が到来していない定期券の価額の総額 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月18日）